

学校運営協議会の設置及び運営に関する規則

(平成24年1月31日 教育委員会規則第1号)

最終改正

令和6年3月29日 教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定により、学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 千葉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、法第47条の5第1項の規定により、県立学校(県立の中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。)ごとに協議会を置くものとする。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、次の各号に掲げる者の意向を踏まえるものとする。

(1) 対象学校(当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。)の校長

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。)

(3) 対象学校の所在する地域の住民

(委員)

第3条 協議会の委員の数は、15名以内とする。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから任命する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教員及び事務職員

(6) 学識経験を有する者

(7) 関係機関の職員

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、対象学校の校長から法第47条の5第3項の規定による申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長の意見を聴取するものとする。

4 協議会の委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会の委員は、再任されることができる。

(守秘義務等)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動及び宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該対象学校の校長、教員及び事務職員は、会長及び副会長となることができない。

3 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 協議会は、会長が当該対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、次の各号に掲げる場合を除き、公開する。

(1) 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情により、協議会が公開すべきでないとした場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第8条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 学校の経営計画に関する事項

(2) 学校の組織編制に関する事項

(3) 学校予算の編成及び執行に関する事項

(4) 施設及び設備の管理及び整備に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

- 2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第9条 協議会は、対象学校の運営状況について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

- 2 協議会は、保護者及び地域の住民等に対し、当該対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(意見聴取)

第10条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第11条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。

- (1) 協議会の設置の趣旨を踏まえた学校運営の基本方針の実現に資する事項
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項

- 2 前条の規定は、協議会が法第47条の5第7項の規定により教育委員会に対し意見を述べる場合について準用する。

(研修)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい理解を得るため必要に応じて研修を行うものとする。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対し指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会に対し適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

(協議会の適正な運営の確保のために必要な措置)

第14条 教育委員会は、前条第1項による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、対象学校の運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 第4条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が発生したとき。

2 当該対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、千葉県教育委員会教育長が別に定める。

別表(第2条第1項)

削除

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。